

平成30年4月10日

保護者各位

たつの市立揖西東小学校

校長 伊藤 忠 司

平成30年度

「特別警報」「警報」発令時の登校・学校給食の対応について
(保管して下さい)

「特別警報」及び大雨・台風による暴風雨・大雪にかかる「警報」発令時の児童の登校について、次のように取り扱います。については、テレビ・ラジオ等の気象情報を確認して、下記のとおり対応をお願いします。

I 臨時休業

- ・午前7時の時点で、たつの市に「特別警報」及び「暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪」のいずれかの「警報」が発令されているとき。
※兵庫県南部や播磨南西部に「警報」が発令されている場合であっても、「たつの市」に発令されていない場合には、登校します。
- ・午前7時以降、8時30分までに警報が発令された場合も、臨時休業とする。

1. 登校途中に警報が発令された時、又は発令されていることが分かった時は、勝手に判断して家へは帰らないで安全等に注意して、そのまま登校します。
2. 暴風・大雨等で歩いての下校が危険な時は、児童の安全確保を最優先にし、学校での引き渡しを行います。(下校の連絡については、緊急連絡メールで行います。)

II 午前8時30分以降、「警報」が発令された場合。

1. 通学路の安全等を確認、状況を把握し、校長が「待機させる」か「下校させる」かを判断します。
2. 暴風・大雨等で歩いての下校が危険な時は、児童の安全確保を最優先にし、学校での引き渡しを行います。(下校の連絡については、緊急連絡メールで行います。)

III 「警報」が発令されていなくても、登校時の安全等に問題があると判断したときは、別に連絡する。

1. 教育委員会と学校が協議の上、「登校」・「自宅待機」・「臨時休業」を決定します。
2. 「自宅待機」・「臨時休業」の場合は、緊急連絡メールで連絡します。

学校給食の対応について

1. 午前7時の時点でたつの市に「暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪」のいずれかの警報が発令されているときは、学校給食はありません。
2. 午前7時の時点で、警報が発令されていないが、午前8時30分までに警報が発令された場合は、学校給食はありません。
3. 午前8時31分以降に警報が発令された場合は、状況を把握し、下校時刻を考慮しながら、学校給食を「実施する」か「中止にする」かを判断します。
4. 臨時休業で給食が中止になった場合、給食費の払い戻しは行いません。